

「認定相談員の審査に当たっての実施細則」の一部改定

現在の「細則」における関連規定	改定案
<p>第3条（資格更新のための審査請求）</p> <p>1. . . .</p> <p>2. 認定相談員の資格更新をする場合は、認定相談員の有効期限の5年以内に、本協会が主催する認定相談員事例研究会に1回以上参加し<u>事例報告</u>をしなければならない。加えて、「<u>認定相談員更新のための研修会について</u>」に定める研修会等のいずれかに1回以上参加しなければならない。</p> <p>3. 審査請求にあたっては、以下の申請書を作成して提出する。</p> <p>(1) 認定相談員資格更新申請書（申請・様式7）</p> <p>(2) 認定相談員審査のための事例報告書（資格更新）（申請・様式8）</p> <p>(3) 課題分析シート（申請・様式4）</p> <p>(4) 活動チャート（申請・様式5）</p> <p>(5) ポーテージ早期教育プログラム発達経過表（申請・様式6）</p> <p>4. 申請書等の作成にあたって、. . .</p> <p>5. <u>認定相談員の資格取得後または前回の資格更新後、認定相談員の資格の有効期限（5年以内）に事例報告を含む資格更新のための審査請求ができない場合は、認定相談員資格更新申請書（申請・様式7）にその理由を付して、事例報告に代えて下記の（1）あるいは（2）を課題とするレポートを作成して、審査委員会に提出するものとする。</u></p>	<p>第3条（資格更新のための審査請求）</p> <p>1. . . .</p> <p>2. 認定相談員の資格更新をする場合は、認定相談員の有効期限の5年以内に、本協会が主催する認定相談員事例研究会に1回以上参加し<u>事例報告</u>をしなければならない。加えて、「<u>認定相談員の資格更新のための研修要件に関する内規</u>」に定める研修会等のいずれかに1回以上参加しなければならない。</p> <p>3. 審査請求にあたっては、以下の申請書を作成して提出する。</p> <p>(1) 認定相談員資格更新申請書（申請・様式7）</p> <p>(2) 認定相談員審査のための事例報告書（資格更新）（申請・様式8）</p> <p>(3) 課題分析シート（申請・様式4）</p> <p>(4) 活動チャート（申請・様式5）</p> <p>(5) ポーテージ早期教育プログラム発達経過表（申請・様式6）</p> <p>4. 申請書等の作成にあたって、. . .</p> <p>5. 認定相談員の資格取得後または前回の資格更新後、認定相談員の資格の有効期限（5年以内）に事例報告を含む審査請求ができない場合は <u>認定相談員の資格更新の審査請求をするに当たって、3の(2)～(5)の申請書類を提出できない場合は、3の(1)</u> 認定相談員資格更新申請書（申請・様式7）にその理由を付して、事例報告に代えて下記の（1）あるいは（2）を課題とするレポートを作成して、審査委員会に提出するものとする。</p>

3. 「認定相談員更新のための研修会について」（内規）の改定について

現在の内規	改定案
「認定相談員更新のための研修会について」	「認定相談員の資格更新のための研修要件に関する内規」
認定相談員は資格更新までの5年間に以下A、Bの研修を修了しなければならない。	認定相談員は資格更新までの5年間に以下の別表のうちA領域の「①認定相談員事例研究会」に参加し、さらにB、Cの2領域の中から1つ以上の研修会等を修了しなければならない。
A. 認定相談員事例研究会 B. ①認定相談員事例研究会、②ポータルフォーラム、③基礎講座	以下の別表参照

<別表>

A. 認定相談員事例研究会
① 認定相談員事例研究会
B. 研修セミナー関係
② 初級研修セミナー
③ 中級研修セミナー
④ グループ指導カリキュラム研修セミナー
C. 講座関係
⑤ 基礎講座
⑥ 実践講座
⑦ グループ指導カリキュラム実践講座
⑧ 認定SV主催の学習会